

## 令和5年度海洋深層水販売促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、海洋深層水販売促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、高知県の重要資源の1つである「室戸海洋深層水」の産業振興のため、室戸海洋深層水商品を製造・販売する企業で組織される一般社団法人高知海洋深層水企業クラブ（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費、補助率及び補助額)

第3条 補助対象経費は、Webサイト作成に要する経費とし、3分の2以内の補助率とする。ただし、補助金の上限額は200万円とする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (補助の条件)

第5条 補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業者は、補助金額の増額若しくは20パーセントを超える減額又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合は、事前に知事と協議の上、別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出して、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。
- (8) 税外未収金債務の滞納がないこと。

### (補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

### (実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第3号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第5条第3号の規定による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の概算払の請求)

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、全部又は一部を返還させることができる。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外は、原則として開示するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。また、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。